

運 営 規 程

放課後等デイサービス ティーンズ溝の口運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社Kaienが開設する、指定放課後等デイサービスが行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員、保育士等(以下「従業者」という)が、利用登録者に対し適正 なサービス(放課後等デイサービス「以下指定サービス」)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。
2. 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
3. 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
4. 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。
5. 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ティーンズ溝の口
2. 所在地 〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口2丁目14-4エムエス第2ビル 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。また事業所に対する指定サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
2. 児童発達支援管理責任者 1名(兼務)
児童発達支援管理責任者は、サービス計画の作成の管理業務のほか従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
3. 児童指導員・保育士 2名以上(うち1名以上常勤)
児童指導員・保育士は、利用者に対し、適切かつ効果的な指導・支援を行う。

※上記以外にも配置する場合あり

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から日曜日(ただし、長期休暇・学校等が定める休業日、年末年始、その他指定の日を除く。)
2. 営業時間

- a. 平日(月、木、金曜日)15時20分から18時30分まで
(サービス提供時間は15時20分から18時30分まで)
- b. 平日(火、水曜日) 10時30分から18時30分まで ※12時30分から15時20分を除く
(サービス提供時間は10時30分から18時30分まで ※12時30分から15時20分までを除く)
- c. 土・日曜日 10時00分から17時00分まで ※12時30分から13時30分までを除く
(サービス提供時間は、10時20分から17時00分までとする※12時30分から13時30分までを除く)
- d. 長期休暇等、教育委員会等が定める土曜日曜以外の休業日
10時30分から17時00分まで ※12:30-13:00を除く
(サービス提供時間は、10時30分から16時10分まで ※12:30-13:00を除く)

(指定放課後等デイサービスの定員)

第6条

- 1 事業所の指定放課後等デイサービスの定員は、次のとおりとする。

10人

2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(主たる対象者)

第7条 事業所は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

発達障害・知的障害(重症心身障害児は除く)

(指定放課後等デイサービスの内容及び通所支援計画の作成)

第8条

- 1 サービスの内容は、次のとおりとする

下記の支援内容を通じて5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を担保する。

1. 個別支援計画の作成
2. 日常生活における基本的動作の支援(機能支援:療育)
3. 集団生活適応支援(社会適応支援:療育)
4. 個別支援(進路:教育)
5. 職業体験支援(疑似体験)
6. 行事(年に数回、イベントとして親子社会見学・作品展・成果発表、親子カフェ、宿泊生活体験などを実施)
7. 事業所外での職場実習

- 2 この事業所が提供する指定放課後等デイサービスの提供方法は次のとおりとする。

(1)事業所は、通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

(2)従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

(3)事業所は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

- 3 この事業所は次のとおり通所支援計画を作成する。

(1)児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。

(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置付けるよう努める。

(4) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求める。

(5) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該通所支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。

(6) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成をした際には、当該通所支援計画を通所給付決定保護者に交付する。

(7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画の実施状況の把握(障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該通所支援計画の変更を行う。

(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。

ア 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する

イ 定期的にモニタリングの結果を記録する

(9) 第2項(1)から(6)までは通所支援計画の変更についても準用する。

(支給決定保護者から受領する費用等について)

第9条

1. 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、こども家庭庁長官が定める基準額によるものとし、当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
2. 事業者は、サービスの提供に当たり、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る(加算項目の詳細については、Webサイトを参照)。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、神奈川県 川崎市内とする。

利用者の要望により実施地域外での実施も可能である。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条

サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条

事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第13条

1. 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
2. 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。
5. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(非常災害対策)

第14条

事業所は、非常災害に関する防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

1. サービス提供中に災害が発生した場合は、まず利用者の安全を確保する。情報収集をし、避難が必要な場合は、指定の避難地に移動する。保護者への連絡は、電話、メール、SNS等で行い、避難地にて利用者の引渡しを行う。
2. 通常の事業の実施地域に次の警報が出ている場合は、その時点でサービスを中止を検討し、安全に配慮した対応をとる。中止する場合は、保護者あてに電話・メール等で連絡する。(暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪、地震警戒宣言。)
3. 自然災害により、やむなく休業となった場合は、原則振替を行わない。また、利用者にかかる交通費等は補償しない。

(虐待の防止のための措置)

第15条

事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定し、設置すること。
- (2) 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第16条

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

1. 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第17条

1. 事業者は、指定サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
2. 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - a. 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - b. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - c. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営に関する重要事項)

第19条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のため研修(第15条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。
 - (1) 指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
 - (2) 通所支援計画
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Kaizenと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。

この規程は、令和6年10月1日に改定する。
この規定は、令和8年4月1日に改定する。
この規定は、令和8年5月1日に改定する。